

第2節 5Gの実現・普及に向けて

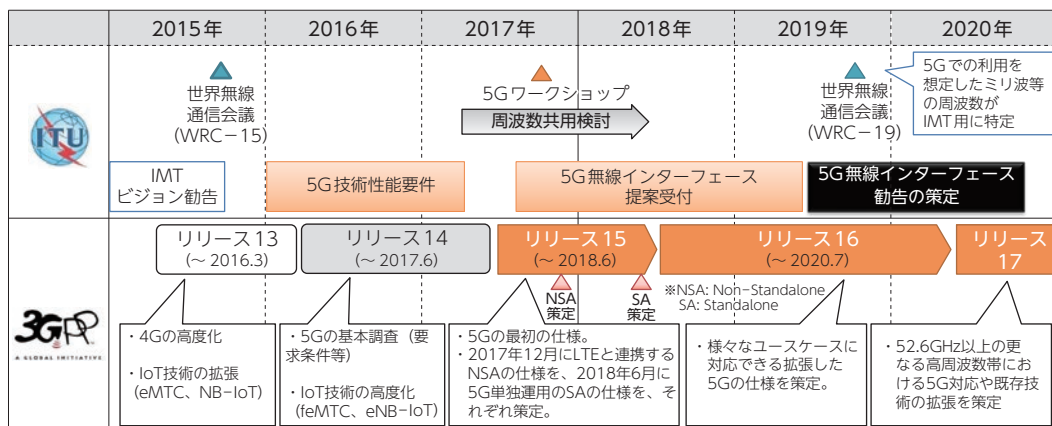
ここまで移動通信システムの進化の過程における5G登場の意義や、5Gの特長となる3つの要求条件及びそれらを構成する技術について見てきた。ここからは5Gのサービス開始までに行われた取組及び5Gのサービス開始後にさらなる展開・普及に向けて行われる取組について説明する。

1 国際標準化活動

2015年頃から、ITUや3GPPにおいて、2020年の5G実現に向けた標準化活動が本格化した（図表1-2-1-1）。ITUでは、先に述べた「IMTビジョン勧告（M.2083）」が2015年9月に策定された。また、2019年10～11月にエジプトで開催された世界無線通信会議（WRC-19）においては、5G等で使用することができる国際的な移動通信（IMT：International Mobile Telecommunication）用周波数の拡大に向けた検討が行われ、我が国については、候補周波数帯（24.25～86GHz帯のうち11バンド）の中から、計15.75 GHzの帯域（24.25-27.5GHz、37-43.5GHz、47.2-48.2GHz、66-71GHz）が新たにIMT用の周波数として合意された。

また、3G以降の移動通信システムの仕様検討、標準化を行っている3GPPでは、2017年6月公表のリリース14において、5Gの要求条件、展開シナリオ、要素技術等の基本調査を実施し、2018年6月公表のリリース15では5Gのうち、超高速（eMBB）及び超低遅延（URLLC）に対応した最初の仕様を策定した。今後リリース16（2020年6月公表予定）では、多数同時接続（mMTC）を含む全ての技術性能要件に対応した仕様を策定することとなっている。

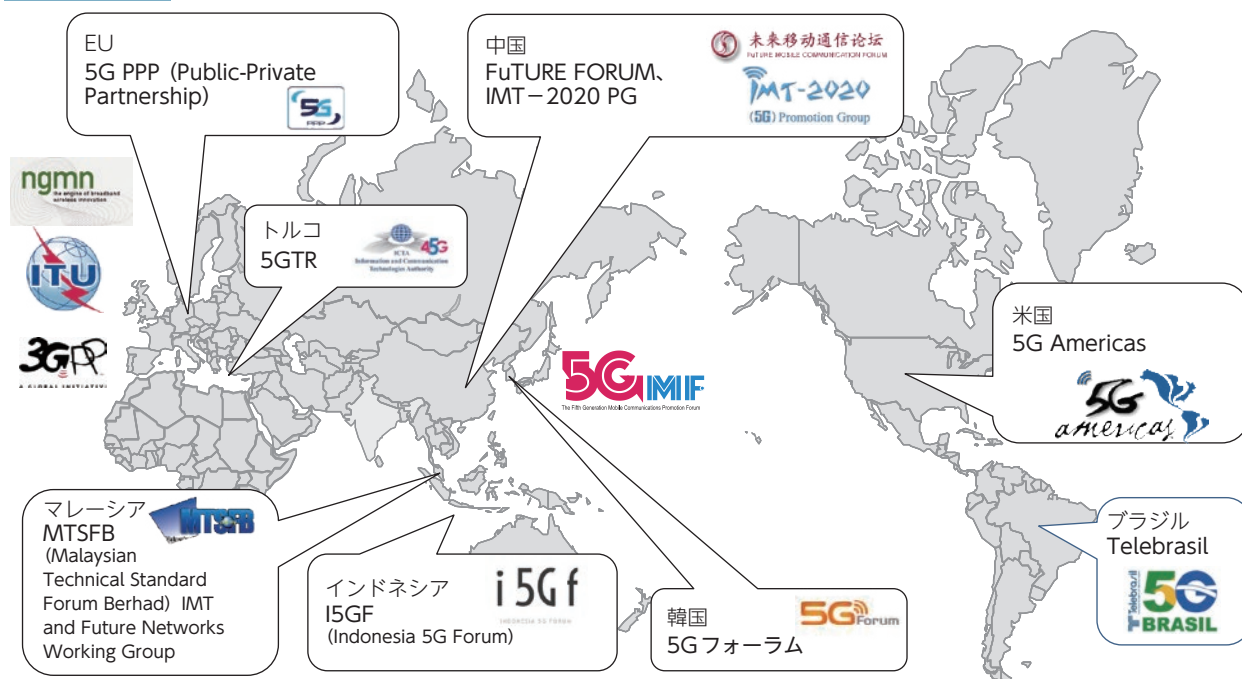
図表1-2-1-1 5Gの国際標準化動向



（出典）総務省作成資料

国際標準化活動が進む一方で、主要国・地域において、産学官連携による5G推進団体が設立された（図表1-2-1-2）。我が国においても2014年9月に第5世代モバイル推進フォーラム（5GMF）が設立されている。5GMFでは、5Gの実現に向けて、要素技術や要求条件のとりまとめ、研究開発の推進、他の5G推進団体との情報共有や国際連携の強化、実証試験等の取組を行ってきた。

図表 1-2-1-2 各国・地域における5G推進団体

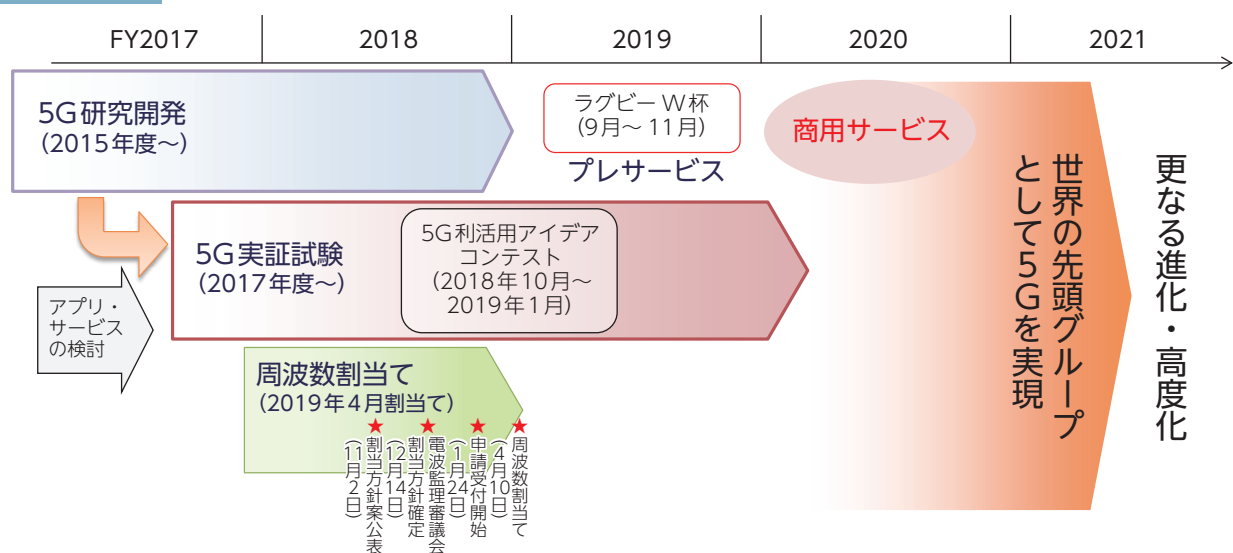


(出典) 総務省作成資料

2 5Gの実現に向けた取組

総務省では、国際標準化の動向を注視しつつ、我が国における5Gの実現に向けて、不可欠な要素技術の研究開発、新たな市場の創出に向けた実証試験及び5G用周波数の具体化と技術的条件の策定といった取組を推進してきた(図表1-2-2-1)。以下に各取組の具体的な内容について説明する。

図表 1-2-2-1 5G実現までのロードマップ



(出典) 総務省作成資料

1 5G研究開発

総務省では、2015年度から2018年度まで、5Gの実現に不可欠な要素技術の研究開発に取り組んできた。具体的には、2015年度からは、5Gに求められる無線通信容量の大幅な大容量化、多種・多様なアプリケーションの実現に向けた大幅な高速化、低消費電力化を図った移動通信システムの構築、複数の移動通信網と様々な自営網を

最適利用した周波数利用の高効率化を実現する技術の確立に向けた研究開発を実施した。

また、2016年度からは、5Gで想定される多数デバイスを収容する携帯電話網に関する高効率通信方式の研究開発を実施したほか、同じく5Gで想定されるヘテロジニアスネットワーク環境において、様々な周波数や無線アクセステクノロジーに柔軟かつ適切に対応できる形で他者のネットワークとの相互接続性を確保するための研究開発を実施してきた。

2 5G総合実証試験

5Gの商用開始後に、事業として成立させるためには、従来のモバイル産業における営みとは異なるアプローチが必要であることが指摘されている。4Gまでは、通信事業者等が一般の利用者向けに多種多様なサービスを提供するBtoCモデルが一般的であったが、5Gでは、通信事業者等がパーティカル産業^{*1}などのパートナー企業と連携しながら、B2B2Xモデルでサービスを提供することが想定されている。新たにどのような者と組み、どのようなビジネスモデルを構築できるかが事業成功のポイントとなることから、通信事業者等は様々な業種の企業等と連携し、5Gのユースケースを開拓するための取組を進めてきた。

総務省においても、5Gの実現による新たな市場の創出に向けて、様々な利活用分野の関係者が参加する5G総合実証試験を2017年度から実施してきた。5Gで実現する超高速、超低遅延、多数同時接続のそれぞれに関する技術目標を設け、通信事業者又は研究機関が実施主体となり、地方公共団体や異業種の企業と連携する形で、2017年度から2019年度までの3年間、全国各地において実証試験が行われてきた（図表1-2-2-2）。

図表 1-2-2-2 全国各地で実施された5G総合実証試験（2019年度）



（出典）総務省作成資料

2019年1月には、5Gによる地方の抱える様々な課題の総合的な解決に力点を置いた実証等に向けて「5G利活用アイデアコンテスト」を開催し、地域社会発の発想による利活用アイデアを募集した。785件の応募の中から地方課題解決に資する優れたアイデアを多数選出し、2019年度の5G総合実証試験の内容の一部にコンテストで出されたアイデアを反映した。

^{*1} パーティカル産業とは、同種の製品・サービスが同じ方法によって開発され市場に販売されている特定の産業を指す。

3 5G用周波数の具体化と技術的条件の策定

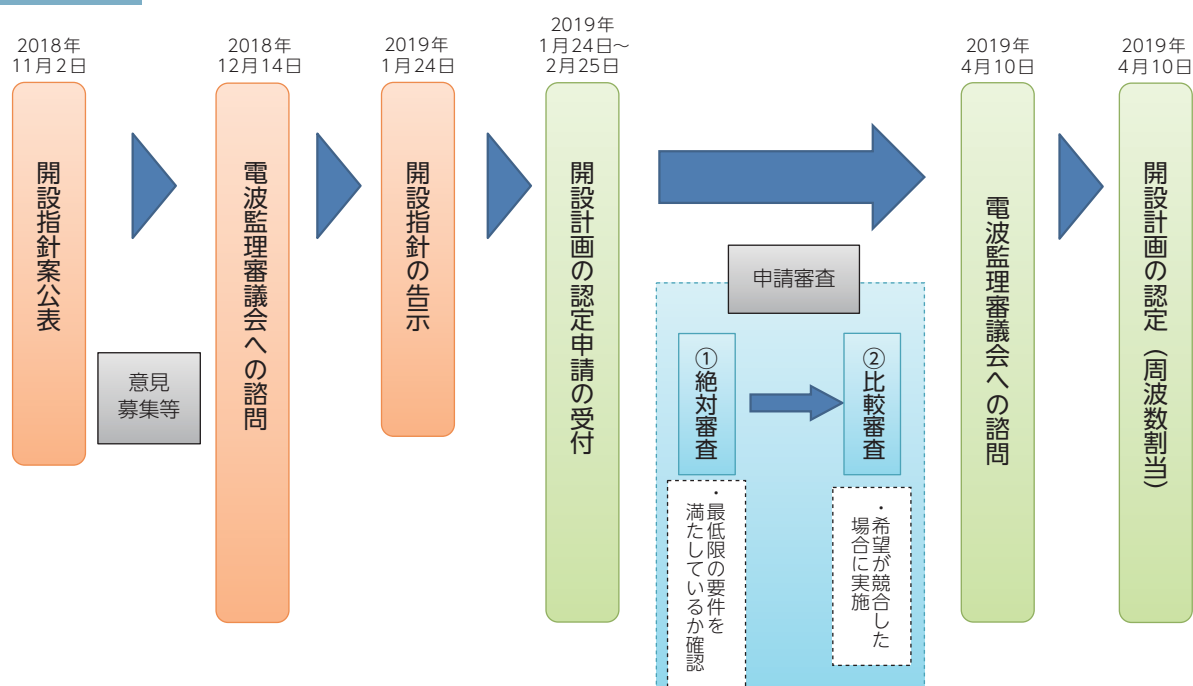
国際機関や諸外国で5G用周波数の検討が進む中、我が国でも2016年10月に総務大臣の諮問機関である情報通信審議会に5Gの技術的条件が諮問され、5G用周波数の確保に向けた考え方、既存無線システムとの周波数の共用、その他5Gの技術的条件の策定等に関する検討が進められた。2017年9月の新世代モバイル通信システム委員会報告の中で示された周波数確保に係る考え方において、5G用周波数として、他の無線システムとの共用に留意しつつ、3.7GHz帯及び4.5GHz帯で最大500MHz幅、28GHz帯で最大2GHz幅を確保することを目指すと考えられた。その後、2018年7月の情報通信審議会答申「第5世代移動通信システム（5G）の技術的条件」*2では、3.7GHz帯（3.6～4.2GHz）、4.5GHz帯（4.4～4.9GHz）及び28GHz帯（27.0～29.5GHz）を5G用周波数として使用することとされたほか、諸々の技術的条件が策定された。

なお、4G以前と比べて高い周波数帯を5G用として使用することとされた理由は、低い周波数帯は既に他の無線システムにおいて利用されており共用が難しいことや、大容量通信を行うには広帯域の周波数を世界共通で確保する必要があったためである。他方、高い周波数帯の電波は、同じ出力で電波を発射した場合、低い周波数帯の電波に比べて、電波の届く距離が短くなるほか、電波の直進性が高く、障害物があっても回り込むことができないといった特性を有している。したがって、事業者が5Gでも4Gと同一のエリアをカバーしようとする場合、一つの基地局でカバーできるエリアは4G以前に比べて格段に狭くなるため、5G基地局をより多く設置する必要がある。加えて、我が国における5G用周波数は、衛星通信が使用する周波数と近接しており、運用に際しては混信防止対策を講じる必要があった。

4 特定基地局の開設計画の認定

携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）については、無線局免許に先立って、開設計画（基地局の整備計画）の認定申請を受け付け、総務大臣の認定を受けた者のみが免許申請可能となる制度となっている。

図表 1-2-2-3 携帯電話事業者への5G用周波数割当ての流れ



（出典）総務省作成資料

*2 「第5世代移動通信システム（5G）の技術的条件」-情報通信審議会からの一部答申- (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000343.html)

携帯電話事業者への5G用周波数割当ての流れは図表1-2-2-3に記したとおりであるが、5G用特定基地局については、2018年11月2日に総務省が特定基地局の開設指針案を公表し、パブリックコメント及び電波監理審議会への諮問を経て、2019年1月24日に開設指針を告示し、同日より開設計画の認定申請を受け付けた。周波数割当て枠としては、3.7GHz帯及び4.5GHz帯に100MHz幅が6枠、28GHz帯に400MHz幅が4枠設けられ、前者については1申請者につき上限2枠、後者については1申請者につき上限1枠まで申請できることとされた。

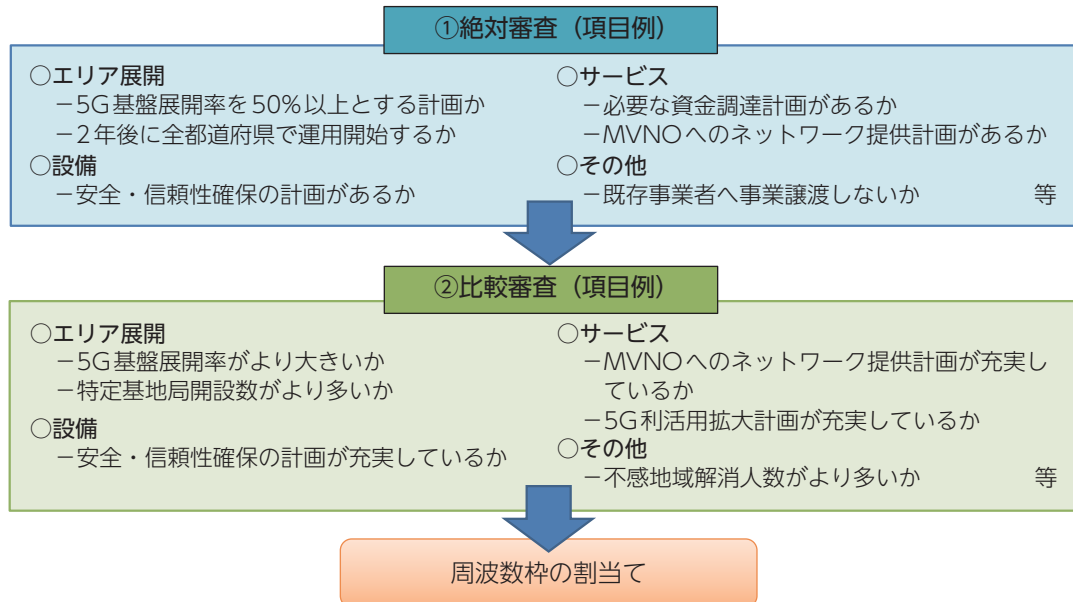
開設計画の審査方法（図表1-2-2-4）としては、まず、申請者が絶対審査基準に適合しているかの審査を行う。絶対審査基準としては、エリア展開面（5G基盤展開率を全国で50%以上とすること、2年以内に全都道府県で運用開始すること等）、設備面（安全・信頼性確保の計画があること等）、サービス面（必要な資金調達計画があること、MVNOへのネットワーク提供計画があること等）、その他の事項において、5G免許人として最低限遵守すべき基準が設けられた。

続いて、絶対審査基準を満たした全ての申請に対して比較審査を行う。比較審査基準としては、エリア展開面（5G基盤展開率が高いこと、特定基地局開設数が多いこと等）、設備面（安全・信頼性確保の計画が充実していること等）、サービス面（MVNOへのネットワーク提供計画が充実していること、5G利活用拡大計画が充実していること等）、その他の事項について設けられ、評価点数の高い者から順番に希望する周波数帯を割り当てる方式をとった。

図表1-2-2-4 特定基地局の開設計画の審査方法

以下のとおり審査を行い、割当てを実施。

- ① 申請者が絶対審査基準（最低限の要件）に適合しているかを審査。（全周波数共通で審査）
- ② 絶対審査基準を満たした全ての申請者の申請に対して比較審査（競願時審査）を実施。
（3.7GHz帯及び4.5GHz帯は一体として割当て審査を実施。）
⇒ 審査の結果、評価点数の高い者から順に希望する周波数枠の割当てを実施。
（3.7GHz帯及び4.5GHz帯：100MHzずつ、28GHz帯：400MHzずつ）



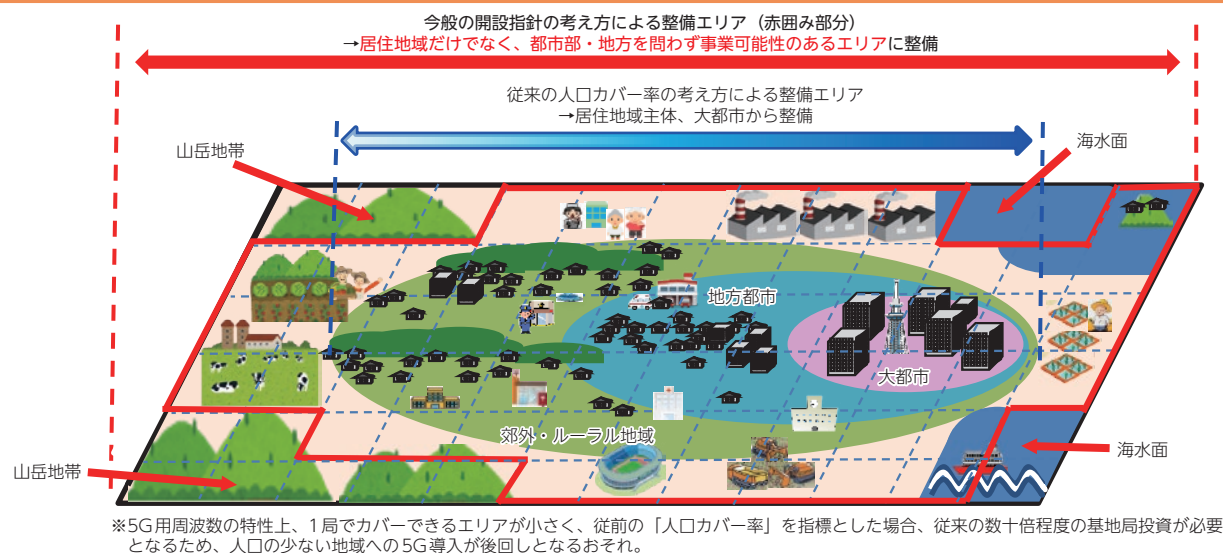
（出典）総務省作成資料

なお、審査基準の決定に際しては、5Gが4Gまでとは異なり、人だけでなくあらゆるモノをサービスの対象とし、社会課題解決や地方創生への活用が期待されることから、都市部・地方部を問わず事業展開の可能性がある場所に柔軟にエリア展開できる指標や地方での早期エリア展開を評価する指標の設定が重要とされた。そこで、5Gの開設計画の評価指標として、4Gまでの審査基準で採用してきた人口カバー率に代えて5G基盤展開率（全国を10km四方のメッシュに区切り、5年以内に5G高度特定基地局を整備するメッシュの数により算出）を採用したほか、全都道府県におけるサービス開始時期や全国における特定基地局の開設数や5G利活用に関する計画などを取り入れた（図表1-2-2-5）。

図表 1-2-2-5 5Gの広範な全国展開確保のイメージ

■ 全国を10km四方のメッシュに区切り、都市部・地方部を問わず事業可能性のあるエリア※を広範にカバーする。
※対象メッシュ数：約4,500

- ①全国及び各地域ブロック別に、**5年以内に50%以上のメッシュで5G高度特定基地局を整備**する。
(全国への展開可能性の確保)
- ②周波数の割当て後、**2年以内に全都道府県でサービスを開始**する。(地方での早期サービス開始)
- ③全国で**できるだけ多くの特定基地局を開設**する。(サービスの多様性の確保)
(注) MVNOへのサービス提供計画を重点評価(追加割り当て時には提供実績を評価)



(出典) 総務省作成資料

2月25日に開設計画の申請受付を締め切ったところ、NTTドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話、ソフトバンク及び楽天モバイルの4者から申請が提出された。その後、提出された計画の内容について審査を行い、3.7GHz帯及び4.5GHz帯については、NTTドコモ及びKDDI/沖縄セルラー電話にそれぞれ2枠、ソフトバンク及び楽天モバイルにそれぞれ1枠を割り当て、28GHz帯については、4者に各1枠を割り当てる旨の結果をまとめ、4月10日に電波監理審議会への諮問を経て、開設計画の認定が行われた（図表1-2-2-6、1-2-2-7）。

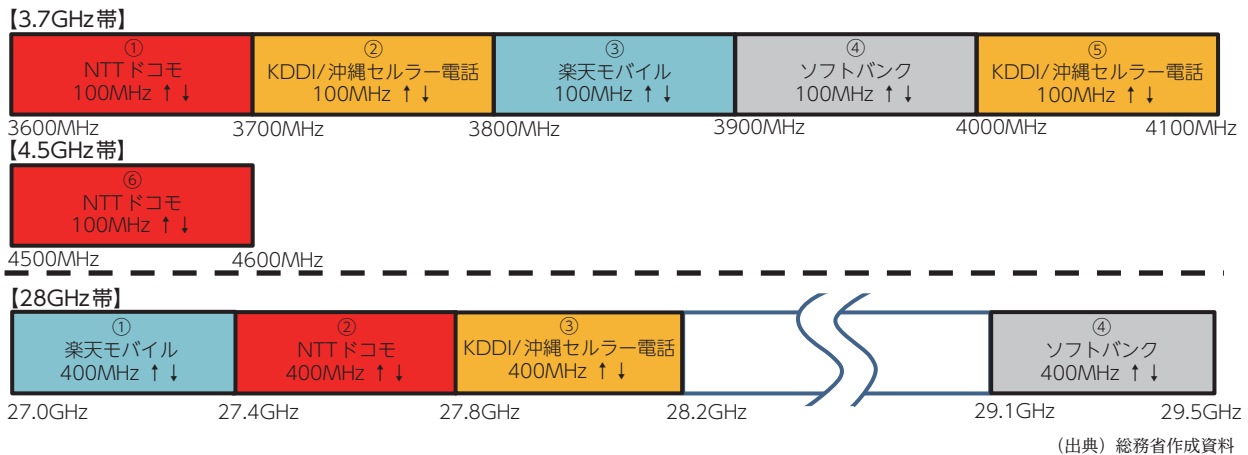
なお、開設計画の認定に際して、5Gの特性を活かした多様なサービスの広範かつ着実な普及、電気通信設備に係る安全・信頼性の向上、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策の実施、MVNOとの円滑な協議の実施など9項目の条件が全者に対して付与されたほか、個別の者に対する条件の付与も行われた。

図表 1-2-2-6 5Gの導入のための特定基地局の開設計画の認定に係る認定書交付式（2019年4月10日）



(出典) 総務省

図表 1-2-2-7 割当て結果のまとめ



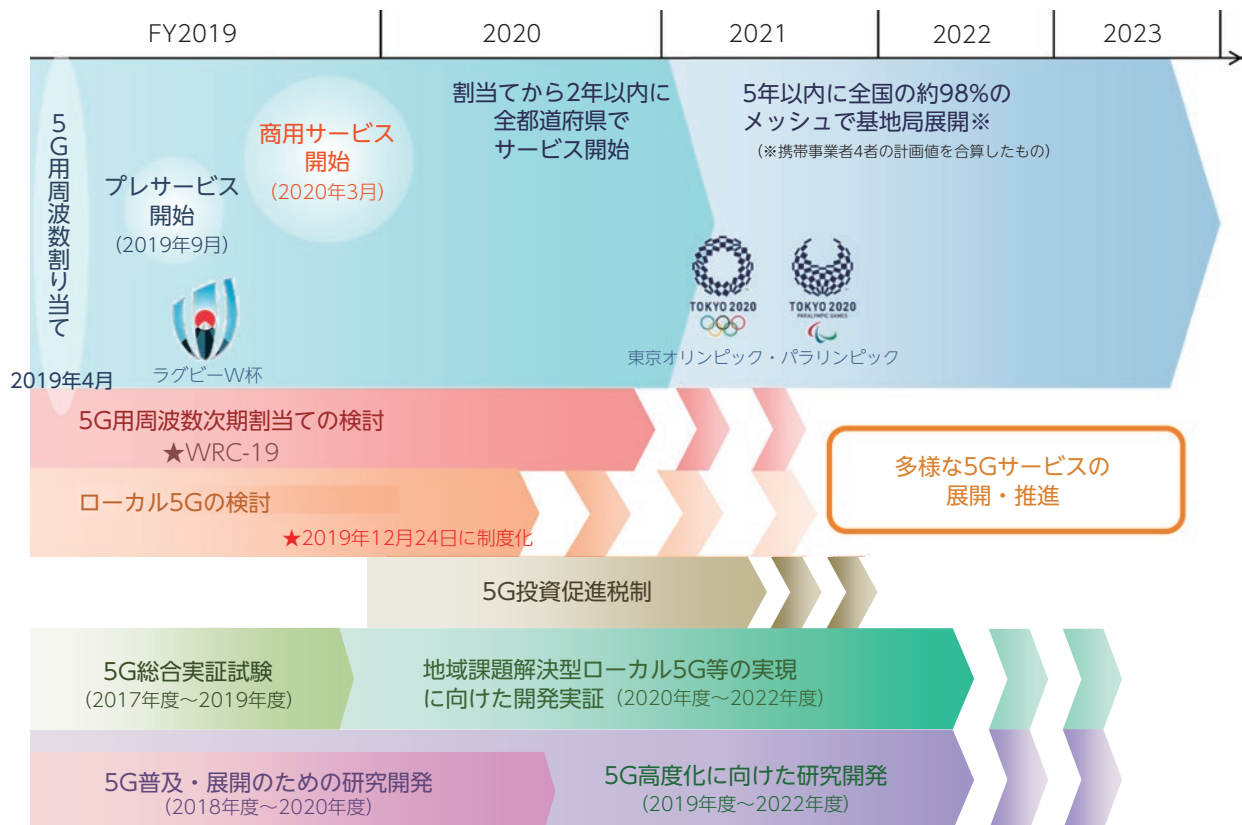
3 5Gの普及・展開に向けた取組

特定基地局の開設計画の認定が終わり、5Gサービスの提供事業者が決まった後、各社は開設計画に記載した開始時期にサービスを開始できるよう、基地局その他の整備を進めていったほか、実用環境における動作の確認と利用者へのサービスの周知・広報を兼ねたプレサービスを行うなど準備を進めていった。

そして、本年春の商用サービス開始を迎えた後、各社は、開設計画に記載した内容のとおりエリア展開を進めていくことになる。

それと並行して、総務省では、5G用周波数の次期割当てに向けた検討を進めていくとともに、後述するローカル5Gに係る技術的検討及び制度化の作業並びに5Gの普及・展開やさらなる高度化に向けた研究開発の実施など、5Gの普及・展開に向けた様々な取組を進めている（図表 1-2-3-1）。

図表 1-2-3-1 5Gの展開



(出典) 総務省作成資料

1 我が国における5Gサービスの開始

ア プレサービスの実施

5Gの本格的な商用開始に先立って、携帯電話事業者各社は、2019年夏以降、実地における動作検証を兼ねてプレサービスを提供した。その内容は、5Gの超高速・大容量や超低遅延といった特長を活かした、スポーツ・エンターテインメント分野におけるマルチアングル視聴体験や高精細映像（4K等）のリアルタイム伝送といったものが中心であった（図表1-2-3-2）。

イ 商用サービスの開始

2020年3月、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクは、相次いで5Gの商用サービスを開始した。また、楽天モバイルは、同年6月に商用サービスを開始する予定であったが、同年9月への延期を発表した^{*3}。

3社の料金プランは、データ通信の上限を無制限とするなど高速大容量通信の提供を前提とした内容となっており、金額はキャンペーンを含めると4Gの大容量プランと同水準となっている（図表1-2-3-3）。今後、各社は、基地局増設による利用可能エリアの拡大やさらなる高速化を図りながら、利用者の5Gへの移行を促していくものと考えられる。

図表1-2-3-2

携帯電話事業者各社による5Gプレサービス

NTTドコモ：ラグビーワールドカップ日本大会のマルチアングル視聴



KDDI：KDDI 5G ドローンレースの4Kリアルタイム中継



ソフトバンク：SoftBank ウインターカップ2019における自由視点視聴



(出典) 各社提供資料

図表1-2-3-3 携帯電話事業者3社による5G商用サービス開始状況（サービス開始時点）

	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンク
開始日	3月25日	3月26日	3月27日
月額料金	7650円	8650円（※）	8480円（※）
毎月のデータ通信容量の上限	100GB （当面上限なし）	上限なし	50GB （一部動画やSNSは上限なし）
利用可能エリア	29都道府県の主要駅やイベント施設など150か所	15都道府県の一部地域	7都府県の一部地域
対応機種	ソニー、富士通など	ソニー、サムスンなど	シャープ、ZTEなど

※キャンペーン期間中（2年間）は1000円引き

(出典) 各社報道発表資料

*3 各種報道による。

ウ 今後のエリア展開

開設計画の審査を行う際の絶対審査基準として、前述のとおり、5年以内に5G基盤展開率を50%以上とすること及び2年以内に全都道府県で5G高度特定基地局の運用を開始することが定められた。各申請者が総務大臣に提出した開設計画に記載された5年後の5G基盤展開率は図表1-2-3-4のとおりである。今後、各社は提出した開設計画に従って、5G特定基地局の整備を進めることとなるが、4者の計画を合わせると5G基盤展開率は98.0%となり、日本全国の事業可能性のあるエリアほぼ全てに5G基盤が展開される予定である。

図表 1-2-3-4 携帯電話事業者の開設計画の概要

申請者（50音順）	NTTドコモ	KDDI / 沖縄セルラー電話	ソフトバンク	楽天モバイル
特定基地局等の設備投資額	約7,950億円	約4,667億円	約2,061億円	約1,946億円
5G基盤展開率 （※高度特定基地局（親局）の展開率）	97.0%（全国）	93.2%（全国）	64.0%（全国）	56.1%（全国）
特定基地局数 （※屋内等に設置するものを除く）				
① 3.7GHz帯及び4.5GHz帯	8,001局	30,107局	7,355局	15,787局
② 28GHz帯	5,001局	12,756局	3,855局	7,948局

※設備投資額、5G基盤展開率、特定基地局数については、認定日から5年後の計画値。

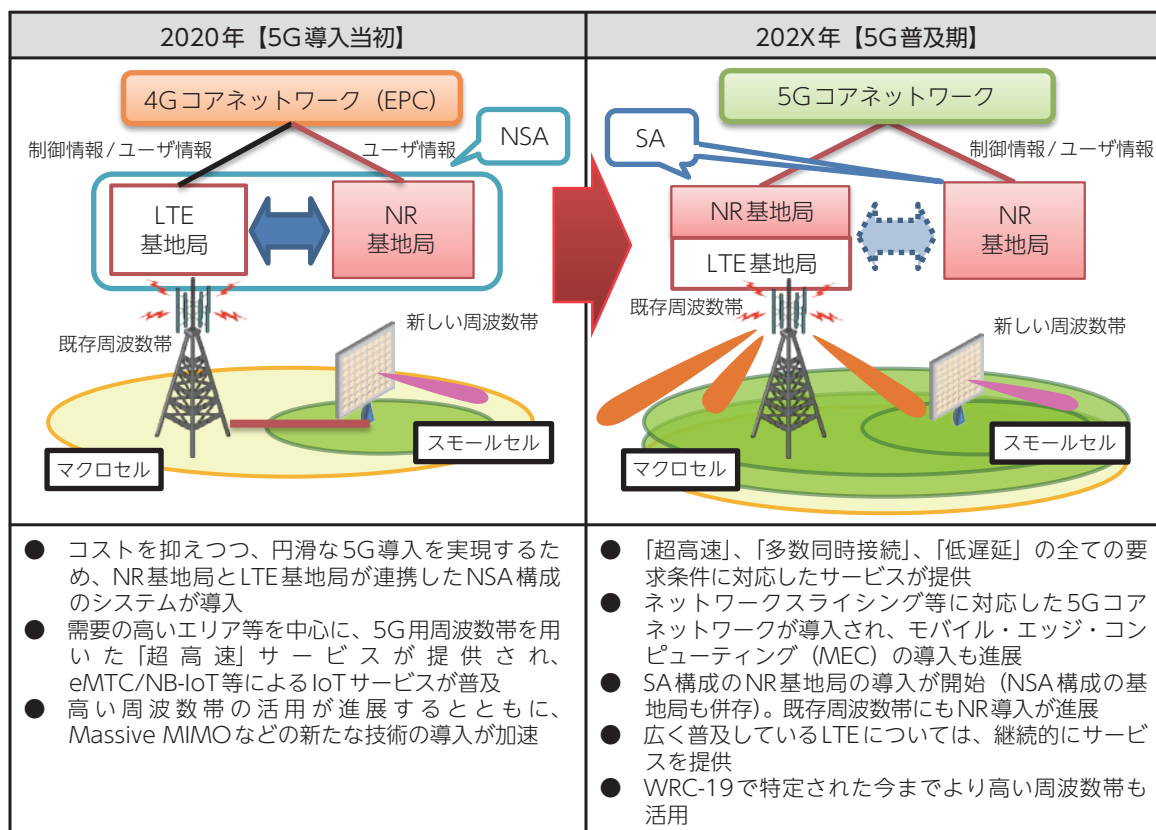
（出典）総務省作成資料

エ 今後のネットワーク

本年の商用開始から当分の間は、通信需要の高いエリアを対象に、5G用の新しい周波数帯を用いた超高速サービスが提供される。携帯電話事業者は、コストを抑えつつも円滑な5G導入を実現するため、コアネットワークは4Gのものを引き続き使用しつつ、アクセスネットワークは前述のNSA構成（NR基地局とLTE基地局が連携するシステム構成）で運用していくこととなる。その間は、需要の高いエリア等を中心に、5G用周波数帯を用いた「超高速」サービスが提供されていき、高い周波数帯（28GHz帯）の活用が進展するとともに、Massive MIMOなどの新たな技術の導入が加速していくことが想定される。

その後、コアネットワークが4Gコアネットワークからネットワーク・スライシング等に対応した5Gコアネットワークに置き換えられるとともに、モバイル・エッジ・コンピューティングの導入も進展すると考えられる。LTE基地局とは連携しないSA構成のNR基地局の導入が開始されていき、4Gまでに使用してきた既存の周波数帯にもNRの導入が進展していくこととなる。提供されるサービスも「超高速」サービスだけでなく、「超低遅延」や「多数同時接続」に対応したサービスの提供が開始されることで、5Gはその真価を発揮するだろう（図表1-2-3-5）。

図表 1-2-3-5 4Gから5Gへの移行



(出典) 総務省作成資料

2 次期周波数割当ての検討

5Gの普及・展開に当たっては、2019年4月に各社に割り当てた周波数に加えて、今後、更なる周波数需要が高まることが予想される。そこで、同年9月9日に公表した周波数再編アクションプラン（令和元年度改定版）^{*4}において、WRC-19の動向を踏まえ、4.8～5.0GHz、26.6～27.0GHz及び39.5～43.5GHzを次回の割当て候補周波数として、これらの帯域における同一及び隣接帯域の既存無線システムへの影響に配慮しつつ、共用検討等を実施する旨が規定された。現在、情報通信審議会において検討が進められているところである。

また、5Gの特長の1つである高信頼・超低遅延通信の実現は帯域幅によらないため、周波数が高くカバレッジが狭い3.7/4.5/28GHz帯を用いるよりも、4Gで用いられていた低い周波数帯を利用することによる広域をカバーする高信頼・超低遅延通信の実現が期待されており、これらの帯域を5G用として利用することへのニーズが出されている。現在、情報通信審議会において、既存周波数帯の5G利用に関する検討も進められている（図表1-2-3-6）。

*4 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000319.html

図表 1-2-3-6 携帯電話で用いられている周波数帯

周波数	700MHz	800MHz	900MHz	1.5GHz	1.7GHz	2GHz	2.5GHz	3.4GHz 3.5GHz	3.7GHz 4.5GHz 28GHz
世代		第2世代 移行		第2世代 移行					
		第3世代				第3世代			
		第3.5世代	第3.5世代	第3.5世代	第3.5世代	第3.5世代			
	第3.9世代	第3.9世代	第3.9世代	第3.9世代	第3.9世代	第3.9世代			
	第4世代	第4世代	第4世代	第4世代	第4世代	第4世代	BWA (第4世代と互換)	第4世代	
	第5世代	第5世代	第5世代	第5世代	第5世代	第5世代	第5世代	第5世代	第5世代
他の無線通信システム	・特定ラジオ マイク ・地上デジタル テレビ ・ITS	・特定ラジオ マイク ・MCA（業 務用デジタル 無線）	・MCA ・RFID（無 線タグ）	・電波天文	・気象援助	・PHS	・衛星通信 （移動）	・衛星通信 （固定）	・衛星通信 （固定） ・航空機電 波高度計 等

(出典) 総務省作成資料

3 5Gの普及・展開、高度化に向けた研究開発

5Gの商用開始以降、移動通信トラフィックは加速度的にその量が増加することが想定されるほか、社会への実装が進み、5Gを活用する領域が拡大していくにつれ、エネルギー消費の効率化や信頼性の向上といったさらなる要求に対応していく必要が生じる。

そのため、総務省では、5Gの普及・展開を加速させるための研究開発を、2018年度から3年間、①低消費電力化・小型化を実現する基地局構成技術、②高速移動体向けミリ波帯基地局連携技術の2点を研究開発課題として設定の上、実施している。また、2020年度は③異なるベンダー間の基地局用機器間の相互運用性の確保・検証技術についても追加の研究開発課題として実施している。

加えて、5Gのさらなる高度化に向けた研究開発を、2019年度から4年間、①多様なサービス要求に応じた高信頼な高度5Gネットワーク制御技術、②ミリ波帯における高エネルギー効率な無線技術、③モバイルトラフィックの急増に対応した高効率な周波数利用技術の3点を研究開発課題として設定し、実施している。それぞれの研究開発については、大学、民間の研究機関及びベンダー等と協力しながら進めている。

4 5G投資促進税制の創設

先に述べたように、5Gは4Gまでと比べて高い周波数帯を使用することから、携帯電話事業者は、5Gサービスの提供に際して、より多くの基地局を設置する必要があるが、携帯電話事業者4社の開設計画では、5G基地局の開設予定数は5年間の認定期間の最終2年間（2022～23年度）に集中しており、2020～21年度の基地局の設置数は少数にとどまっていた。既に一部の国で5Gサービスが開始される中、5Gは、21世紀の基幹インフラとして様々な分野における社会課題解決、生産性向上、国際競争力強化の観点から、全国への速やかな整備が強く求められることから、5Gサービスの提供に必要となるICTインフラの早期全国展開及び円滑導入の支援を目的とする5G投資促進税制が令和2年度税制改正において創設され、所要の法整備が行われた。

ア 税制措置の内容

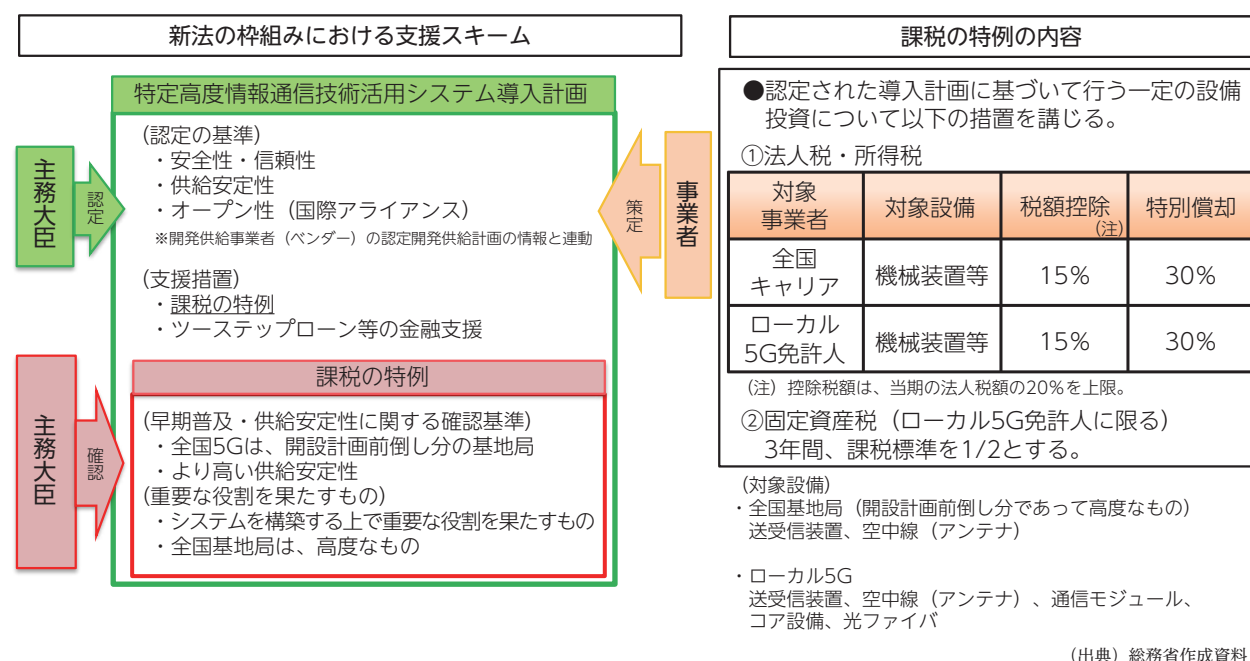
携帯電話事業者が5Gに係る設備投資を行うに際して、サプライチェーンリスクを考慮し安全性・信頼性が確保

された設備の導入を促す観点から、後述する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の規定に基づき、認定導入計画に従って導入される一定の設備に係る投資について、税制上の措置を2年間（2020～21年度）の期間に限って受けることができる。

具体的には、主務大臣の認定を受けた特定高度情報通信技術活用システム導入計画に基づいて行われた設備投資について、全国事業者及びローカル5G免許人のそれぞれに対し、以下の措置を講じるものである（図表1-2-3-7）。

図表1-2-3-7 5G投資促進税制の創設

- 安全性・信頼性が確保された5G設備の導入を促す観点から、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の規定に基づく、認定導入計画に従って導入される一定の5G設備に係る投資について、税額控除又は特別償却等ができる措置を創設する。（2年間の時限措置）



（ア）全国事業者の場合

総務大臣の認定を受けた開設計画よりも設備投資を前倒しした基地局でかつ高度なものに限って、対象設備（送受信装置及び空中線（アンテナ））の投資に係る法人税又は所得税について、15%の税額控除（当期の税額の20%を上限とする。）又は30%の特別償却を受けられる^{*5}。

（イ）ローカル5G免許人の場合

総務大臣からローカル5G（詳細は第2章第4節を参照）の免許を受けた者は、対象設備（送受信装置、空中線（アンテナ）、通信モジュール、コア設備及び光ファイバ）の投資に係る法人税又は所得税について、15%の税額控除（当期の法人税額の20%を上限とする。）又は30%の特別償却を受けられるほか、固定資産税については、3年間、課税標準を2分の1とする特例措置を受けることができる。

イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の制定

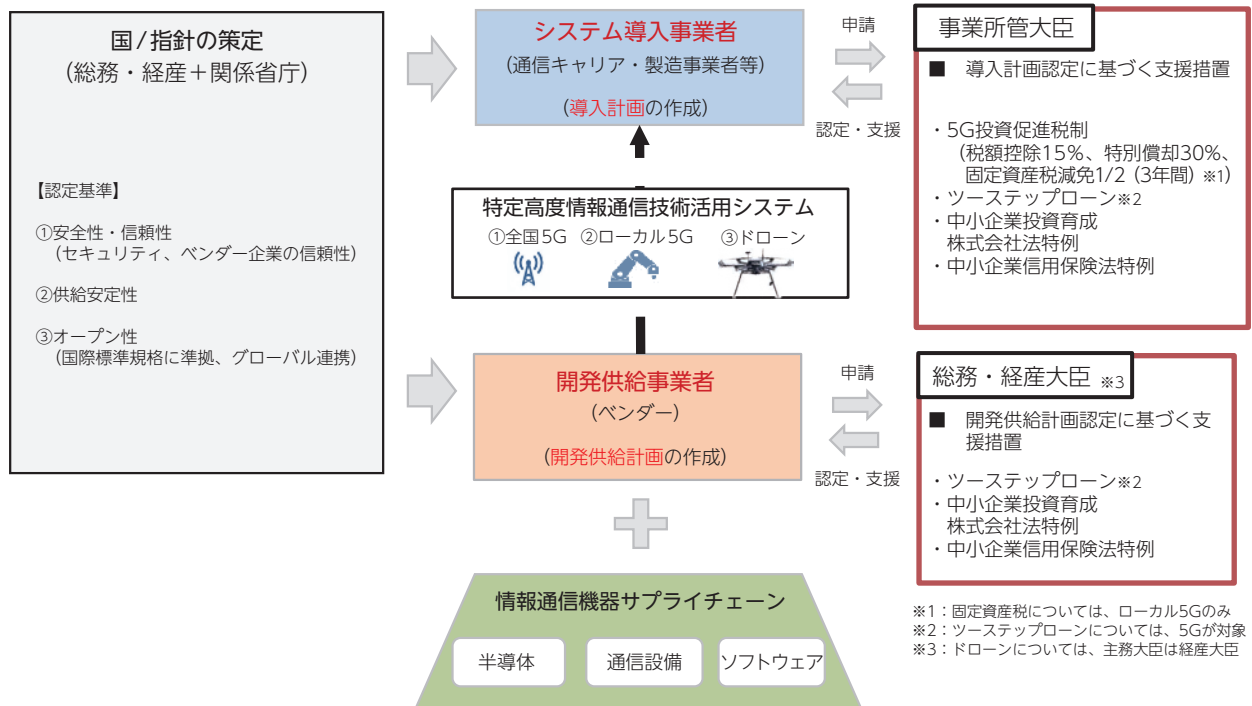
デジタル技術の急速な発展や我が国を取り巻く国際経済環境等の変化に伴い、Society 5.0の実現に不可欠な社会基盤となる特定高度情報通信技術活用システム（5G、ドローン）のサイバーセキュリティ等を確保しながら、その適切な開発供給及び導入を行う重要性が増大している。このため、我が国における産業基盤を構築することの

^{*5} 税額控除は、納付すべき税額のうち、一定の比率の金額が控除される制度であるのに対し、特別償却は、税法で認められている通常の償却額に加えて、取得価額に一定割合を乗じて計算した金額を上乗せして償却できるため、初年度の税負担を軽減できる制度である。いずれを選択する方が有利であるかは、場合によって異なる。

重要性も踏まえ、新たに根拠となる法律を制定し、同法の規定に基づき、様々な措置を講ずることとした（図表1-2-3-8）。

本法律では、国において特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する指針を策定することが明記され、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給計画及び導入計画の認定制度を設けることとした。計画の認定は、安全性・信頼性、供給の安定性、オープン性といった基準に基づいて行うこととされ、主務大臣の認定を受けた開発供給事業者及びシステム導入事業者は、5G投資促進税制（システム導入事業者に限る。）及び金融支援^{*6}の適用を受けられることとなる。

図表 1-2-3-8 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の概要



（出典）総務省作成資料

*6 日本政策金融公庫の業務の特例（ツーステップローン）、中小企業投資育成株式会社法の特例及び中小企業信用保険法の特例。